4. 認証を受けるには？

所定の申請書（様式１、様式２）に必要事項を記入の上、エコ通勤に関する取組みを実施していることを証明する資料を添付し、各地方の窓口に提出（持参または郵送）してください。
国内の事業所（行政機関を含む）のうち、以下の基準を満たした事業所が対象となっています。

要件 1 **エコ通勤推進担当者**が指名されている

要件 2 **従業員の通勤実態を把握**している

要件 3 **エコ通勤に関する具体的な取組みを実施**している

様式 1 に記入

要件 4 **エコ通勤プラン**が作成されている

様式 2 に記入

申請書の入手は、事務局及び地方窓口（国土交通省運輸局等）にお問い合わせください。
認証制度ホームページ（https://www.ecomo.or.jp/environment/ecommuters/application.html）からも入手できます（記入例を含む）。

《手続きの流れ》

認証事前審査（地方運輸局等） ▶ **本審査（運営事務局）** ▶ **認証・登録** ▶ **定期報告**（1 年後） ▶ **更新審査**（2 年後）

認証事前審査（地方運輸局等）
申請には下記 3 点の書類を添えて、最寄りの地方運輸局等に提出してください。
① 申請書
② エコ通勤プラン
③ 取組みを示す資料

本審査（運営事務局）
運営事務局へは、地方運輸局等が申請書類を送ります。

認証・登録
登録後、登録通知書及び登録証が発行されます。
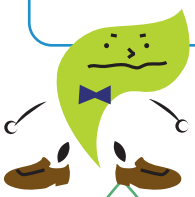
定期報告（1 年後）・**更新審査**（2 年後）
定期報告、更新審査は、左記と同じ流れで実施します。以下、2 年ごとに同様です。